

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案

( 第 2 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



### 第3回廿日市市議会議案目次

報告第5号	平成24年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越 計算書	1
報告第6号	平成24年度廿日市市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	9
報告第7号	平成24年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰 越明許費繰越計算書	13
報告第8号	平成24年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理 事業特別会計繰越明許費繰越計算書	17
報告第9号	平成24年度廿日市市水道事業会計予算繰越計 算書	21
報告第10号	専決処分事項の報告について	25
報告第11号	専決処分事項の報告について	27
議案第56号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	29
議案第57号	廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等 の一部を改正する条例	39
議案第58号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	47
議案第59号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 を改正する条例	51
議案第60号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関す る条例の一部を改正する条例	55
議案第61号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	63
議案第64号	工事請負契約の締結について	67
議案第65号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更に ついて	69
議案第66号	財産の取得について	71
議案第67号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の	73

同意について

議案第 68 号 廿日市市教育委員会委員の任命の同意について …… 75

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに …… 77

ついて

報告第5号

平成24年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成24年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成24年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
② 総務費	1 総務管理費	集会所管理運営事業	円 2,026,000
		委託料、事務費	
③ 民生費	1 社会福祉費	隣保館管理運営事業	2,137,000
		委託料、事務費	
⑤ 農林水産業費	2 林業費	林道整備事業	75,820,000
		工事請負費	
	3 水産業費	漁港整備事業	10,000,000
		委託料	
		漁場整備事業	60,000,000
		委託料、工事請負費	
⑦ 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	49,000,000
		委託料、工事請負費	
		橋りょう維持管理事業	112,000,000
		委託料、工事請負費	
		道路整備事業	2,706,000
		用地購入費、補償費	
宮島スマートインターチェンジアクセス道路整備事業	196,800,000		
工事請負費			
橋りょう耐震対策事業	60,000,000		
委託料、工事請負費			

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
2,026,000		99,000	1,927,000
2,137,000		192,000	1,945,000
74,970,000		73,630,000	1,340,000
10,000,000		9,700,000	300,000
60,000,000		60,000,000	
49,000,000		21,629,000	27,371,000
112,000,000		60,500,000	51,500,000
2,706,000		2,585,000	121,000
117,541,000		112,480,000	5,061,000
60,000,000		58,500,000	1,500,000

款	項	事業名	金額
		子ども通学路安全対策事業 工事請負費	円 4,200,000
	3 河川費	港湾施設整備負担金 負担金	112,800,000
	4 都市計画費	廿日市駅南地区整備事業 委託料、工事請負費	122,146,000
		街路廿日市駅通線整備事業 負担金	667,000
		街路畑口寺田線4工区整備事業 委託料	9,000,000
		街路深江林ヶ原線整備事業 用地購入費、補償費	30,459,000
	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	1,175,000
⑨教育費	2 小学校費	小中一貫校施設整備事業 委託料、工事請負費、事務費	1,574,613,000
		小学校空調設備整備事業 委託料、工事請負費	32,702,000
		小学校リニューアル事業 委託料、工事請負費	35,362,000
	3 中学校費	中学校空調設備整備事業 委託料、工事請負費	30,977,000



翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
4,200,000		2,200,000	2,000,000
97,022,000		91,000,000	6,022,000
65,030,000		63,228,000	1,802,000
67,000			67,000
9,000,000		8,500,000	500,000
30,459,000		29,742,000	717,000
800,000		700,000	100,000
1,574,613,000		1,553,336,000	21,277,000
32,702,000		32,306,000	396,000
35,362,000		35,204,000	158,000
30,977,000		30,626,000	351,000

款	項	事業名	金額
	5 社会教育費	公民館維持管理事業 委託料、事務費	円 8,562,000
		生涯学習施設整備事業 委託料	28,870,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 8,562,000	円	円 1,605,000	円 6,957,000
28,870,000		27,571,000	1,299,000



報告第6号

平成24年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰  
越計算書

平成24年度廿日市市公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙の  
とおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第1  
6号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成24年度廿日市市公共下水道事業

款	項	事業名	金額
②事業費	1事業費	廿日市地区公共下水道整備事業 工事請負費、補償費	円 505,781,000
		大野地区公共下水道整備事業 工事請負費、用地購入費、補償費	580,077,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 479,478,000	円	円 479,331,000	円 147,000
563,017,000		562,869,000	148,000





報告第7号

平成24年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書

平成24年度廿日市市市営住宅事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成24年度廿日市市市當住宅事業

款	項	事業名	金額
①市當住宅事業費	1市當住宅事業費	市當住宅等管理事業 委託料、工事請負費	円 53,370,000
		市當住宅建設事業 委託料、工事請負費	273,557,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 53,370,000	円	円 44,665,000	円 8,705,000
273,557,000		263,931,000	9,626,000



報告第8号

平成24年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計  
繰越明許費繰越計算書

平成24年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成24年度廿日市市廿日市駅北土地区画

款	項	事業名	金額
① 土地区画整理費	1 土地区画整理費	廿日市駅北土地区画整理事業 工事請負費	円 138,284,000
② 都市開発費	1 都市開発費	都市開発事業 工事請負費	円 24,000,000

整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 134,100,000	円	円 129,150,000	円 4,950,000
円 5,300,000	円	円 5,300,000	円





報告第9号

平成24年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書

平成24年度廿日市市水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成24年度廿日市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	第7次拡張事業	円 36,886,000	円 0	円 36,886,000

## 事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
工事負担金	損益勘定留保資金			
円 0	円 36,886,000	円 0	円 0	<p>七尾第1・2配水池流入制御設備工事外1件</p> <p>送水管の管種を石綿管から鑄鉄管に更新する追加工事により、工期が翌年度にわたるため</p>



報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日

廿日市市長 眞野勝弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成24年議案第68号により議決を得た深江雨水幹線築造工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 355,320,000円」を「3 請負金額 367,245,900円」に改める。

2 専決処分年月日 平成25年4月23日

(参考事項)

平成24年議案第68号により議決を得た深江雨水幹線築造工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日

廿日市市長 眞野勝弘

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 専決処分の内容 | 損害賠償の額を定めることについて                             |
|   | 損害賠償額   | 114,450円                                     |
|   | 債権者     | 岡山県岡山市東区中尾126番地4<br>公協石油化学株式会社<br>代表取締役 小川大志 |
| 2 | 専決処分年月日 | 平成25年5月30日                                   |

(参考事項)

平成25年4月24日市道中山戸石川線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。



議案第 5 6 号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

## 廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する）」を「た場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき）」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金
- (2) 法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金

第34条の7第2項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」とい

う。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「(以下本項)」を「(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「(昭和32年法律第26号)」を削り、「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19

条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附則第7条の5を削る。

附則第8条第2項中「附則第7条の4」を「前条」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の

5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中

「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を
-----------	---------	---

		含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、 第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災

により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則



(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、市民税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 57 号

廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案  
を次のように提出する。

平成 25 年 6 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正  
する条例

(廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例（昭和39年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

(廿日市市介護保険条例の一部改正)

第2条 廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93

条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 廿日市市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第4条 廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正）

第5条 廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「及び第34条第3項」を「、第34条第3項及び第43条の12」に改め、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセン

トの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正）

第6条 廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成15年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正）

第7条 廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められ

る商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合」に改める。

（廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部改正）

第８条 廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成１７年条例第８１号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「延滞金の」の次に「年１４．６パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の１１月３０日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パー



セントの割合」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の廿日市市介護保険条例附則第6条の規定、第3条の規定による改正後の廿日市市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、第4条の規定による改正後の廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定、第5条の規定による改正後の廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例附則第6項の規定、第6条の規定による改正後の廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例附則第3項の規定、第7条の規定による改正後の廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例附則第5項の規定及び第8条の規定による改正後の廿日市市福祉住宅設置及び管理条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、延滞金の割合が見直されたことに伴い、延滞金の割合について同法に準じた措置を講じるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第58号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成25年6月11日

廿日市市長 眞野勝弘

## 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改め、附則第16項中「附則第19項」を「附則第18項」に改め、附則第19項中「附則第22項」を「附則第21項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第59号

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成25年6月11日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

阿品東自転車駐車場	廿日市市阿品一丁目1973番地5	を
阿品東自転車駐車場 広電廿日市駅自転車駐車場	廿日市市阿品一丁目1973番地5 廿日市市廿日市二丁目966番地21	に

改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。



(提案理由)

新たに自転車駐車を設置することに伴い、当該自転車駐車の名称及び位置を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第60号

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する  
条例案を次のように提出する。

平成25年6月11日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2下平良二丁目地区地区整備計画区域の部ウ欄を次のように改める。

<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び都市計画法第14条第1項の計画図に示す壁面の位置の制限がある敷地境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 既存建築物についてこの規定に適合していない部分があるとき。</p> <p>(2) 公共用歩廊その他の多数人の通行の用途に供する建築物</p> <p>(3) バス又はタクシーの乗降場の上家</p> <p>(4) あずまや</p>
--

別表第2下平良二丁目地区地区整備計画区域の部商業地区の項中「商業地区」を「商業地区A」に改め、同項に次のように加える。

商業地区B	(1) 法別表第2(い)項第3号に規定する寄宿舍及び下宿	1,000平方メートル。ただし、令第
	(2) 法別表第2(い)項	130条の4

|

|

|

<p>第4号に規定する学校 (大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(3) 法別表第2(い)項 第5号に規定する建築物</p> <p>(4) 法別表第2(は)項 第4号に規定する建築物</p> <p>(5) 法別表第2(に)項 第5号及び第6号に規定する建築物</p> <p>(6) 法別表第2(へ)項 第5号に規定する建築物</p> <p>(7) 法別表第2(と)項 第2号から第4号に規定する建築物(店舗に付帯するものを除く。)</p> <p>(8) 法別表第2(ち)項 第2号及び第3号に規定する建築物</p> <p>(9) 法別表第2(を)項 第4号に規定する建築物</p> <p>(10) 集会場(業として葬儀を行うものに限る。)</p> <p>(11) 建築物の1階又は2階を住宅及び共同住宅に供する建築物(3階以上の部分の住宅及び共同住宅への出入口、階段その他これらに類する部分を除く。)</p>	<p>に規定する建築物(令第130条の4第2号に規定する建築物を除く。)については、この限りではない。</p>
---	---

--	--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事着手する建築物について適用し、同日前に工事着手した建築物については、なお従前の例に

よる。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



(提案理由)

下平良二丁目地区地区計画の区域拡大による都市計画決定の変更に伴い、当該地区整備計画区域内における建築物等の制限などに関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第 6 1 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

## 廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和37年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第30条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

消防法施行令の一部が改正されたことにより、条例で引用している同令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第64号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり地御前1号幹線築造工事（その2）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 地御前1号幹線築造工事（その2）
- 2 工事場所 廿日市市地御前五丁目地内
- 3 請負金額 187,110,000円
- 4 請負者 広島市安佐南区中筋三丁目27番26号

株式会社 田村建設

代表取締役 亀岡千治

(提案理由)

地御前1号幹線築造工事(その2)の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。



議案第 65 号

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地が廿日市市の区域内に生じたことを確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、当該土地を同表右欄に掲げる町の区域に編入することについて、市議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 11 日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

左 欄		右 欄
位 置	面 積	
廿日市市住吉一丁目 84 8、849 及び 850 に接 する護岸に接する潮まわし に接する堤防地先	1,799.83 平方メートル	廿日市市住吉一丁目

(提案理由)

公有水面の埋立てにより廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認するとともに町の区域を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第66号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 財産の表示

品名 救助工作車

数量 1台

2 取得価格 69,195,000円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長田 豊

(提案理由)

大野消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第67号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 山田延弘

氏名 木曾忠明

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員上村脩三及び山田延弘の任期が、平成25年7月2日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第68号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命することについて、市議会の同意を求める。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 大西利武

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員大西利武の任期が、平成25年6月25日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。



諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成25年6月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 西本 タツ子

氏名 原 いち代

氏名 岡崎 和生

(提案理由)

人権擁護委員西本タツ子、原いち代及び岡崎和生の任期が、平成25年9月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。



